

平成 26 年 6 月臨時会 連合長提案説明要旨

(はじめに)

関西広域連合議会平成 26 年 6 月臨時会の開会にあたり、日頃からご指導いただいている議員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

関西広域連合は設立から 3 年半が経過しました。今年度は、先の議会で議決をいただきました新たな広域計画に基づき、成長する広域連合として、第 2 ステージの新たな取組みをスタートさせました。一層、一体的かつ効率的な事業展開を図っていきます。引き続き、議員の皆様のご指導、ご協力をお願いします。

まず、3 月定例会以降の主な取組みについて、報告します。

(国の事務・権限の移譲、地方分権改革)

国の事務・権限移譲については、地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限など、権限移譲の提案を行います。

また、近畿圏広域計画の策定に積極的に関わることで、策定権限の移譲に向けて実績を示すため、独自の計画素案策定を視野に入れた関西圏域の展望研究に取り組めます。

これまでの分権改革の歩みを止めることのないよう、引き続き国出先機関の移管をはじめとする国の事務・権限の移譲を求めていきます。

道州制については、先の通常国会では、道州制推進基本法案の提出は先送りされましたが、国主導による中央集権型道州制が進展することがないように、引き続き、国の動向を注視し、地方分権を推進する立場から、国に対して必要な対応を行います。

(エネルギー対策・節電対策)

エネルギー対策については、本年3月、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入等の促進に関する取組を示した「関西エネルギープラン」を策定しました。今後、構成団体とともに、このプランを推進していきます。

今夏の電力状況は、全国的に電力の供給力が低下する中、他電力からの融通を受ける必要がある関西は、昨年より厳しい状況にあります。このため、昨年実績（平成22年夏と比べて11%削減）以上の節電の着実な実施に向け、家庭や企業に協力を呼びかけています。

(国家戦略特区等)

国家戦略特区については、その実現に向けて国に強く働きかけました。本年3月、「医療イノベーションとまちづくり拠点」として「関西圏」が、「中山間地農業の改革拠点」として「兵庫県養父市」が指定されました。

関西広域連合としても、本年4月より、「関西イノベーション国際戦略総合特区推進室」を「関西イノベーション推進室」に改めました。特区指定を大きなチャンスとして、関西全体のイノベーションを推進します。

(琵琶湖・淀川流域対策)

昨年の台風18号を契機として重要性が一層高まった琵琶湖・淀川流域対策については、河川防災や水質環境などの分野の有識者による研究会を設置し、今後の取組みの方向性等を検討します。今臨時会において議決をお願いする関西防災・減災プラン風水害対策編を踏まえ、流域が抱える様々な課題を整理し、流域自治体の認識共有を図ります。

(関西WMG2021)

生涯スポーツの世界最高峰の大会であり、アジア初のワールドマスターズゲームズとなる「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催に向け、本年4月、準備委員会に専任事務局を設置しました。開催競技種目や本年9月末までに設立を目指している組織委員会の設立基本方針などの検討を進めています。

7月2日には、日本体育協会との共催により、東京において中央競技団体に対する説明会を開催します。元全日本女子バレー監督の柳本晶一（やなぎもと しょういち）さんや陸上十種競技の元日本チャンピオンでタレントの武井壮（たけい そう）さんをはじめ、著名な元アスリートにも出席いただき、「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」を全国に発信します。

また、今年度から、関西独自の取組として、それぞれの構成府県市で実施される生涯スポーツ大会に共通の冠を付して、関西全域における生涯スポーツの気運醸成を図る「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催します。

(提出議案の説明)

これより、提出した議案について説明します。

まず、第6号議案「関西防災・減災プラン風水害対策編を定める件」です。

近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、流域が一体となり、災害の発生に備えた風水害に強い地域づくりを進め、災害対応体制の強化に広域的に取り組むため、風水害対策編を策定します。

災害の想定を、「淀川水系における洪水氾濫」「豪雨による大規模な土砂災害」「巨大台風の接近による大阪湾岸部での高潮災害」とし、

①風水害に強い地域づくり、②住民避難の実効性の向上、③災害対応体制の強化、④応援・受援の円滑な実施などの課題に取り組むための方向性の明示と、広域連合の役割を整理しています。

次に、第7号議案「関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）を定める件」です。

新型インフルエンザ等の発生時に中心的な役割を担う構成府県・連携県が、各府県行動計画の定めるところにより実施する対策を補完し、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策を実施するため、感染症対策編（新型インフルエンザ等）を策定します。

感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、また、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延の防止、⑤医療、⑥府県民生活・府県民経済の安定の確保、の6項目の対策について、構成団体・連携県の対策及びそれに対応する広域連合の対策を記述しています。

次に、第8号議案「関西防災・減災プラン感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）を定める件」です。

鳥インフルエンザ・口蹄疫等の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）を策定します。

鳥インフルエンザ・口蹄疫等の発生時に構成府県・連携県が防疫措置を円滑に実施できるよう、広域連合が、防疫措置に伴う関連業務、付随業務の応援・受援について、広域調整を実施するための方針を取りまとめています。

このたび、府県民の意見募集も行い、策定案を取りまとめたので、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

(おわりに)

以上で、提出議案の説明とします。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議のうえ、適切にご議決をいただきますようお願いいたします。